

企業主導型保育事業実施者 様

公益財団法人児童育成協会

図面の変更を伴う事業内容の変更に係るご相談の実施について

平素より企業主導型保育施設の運営にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

図面の変更を伴う事業内容の変更をご検討中の事業者を対象に、検討に係るご相談を受け付けます。

ご相談いただいた内容に対し、現行基準に適合する計画となるようにご案内いたしますので、この機会にぜひご活用ください。

なお、今後実施する各種申請での承認を確約するものではございませんのでご注意ください。

記

1. 対象事業者

令和7年度企業主導型保育事業（運営費等）助成決定事業者のうち、図面の変更を伴う事業内容の変更を検討中の事業者

※「図面の変更を伴う事業内容の変更」とは、下記に例示する内容を想定しています。

 - ・定員の年齢別内訳の変更を検討している
(定員の増員・減員はお受けできません)
 - ・病児保育加算（病児対応型・病後児対応型・体調不良児対応型）の実施を検討している
 - ・預かりサービス加算一般型の実施を検討している
 - ・施設の一部又は全部の用途替え（事務室を保育室に転用する等）を検討している
 - ・施設の増改築を検討している（保育スペースの拡充等）
2. 受付期間

令和7年11月4日（火）～令和7年12月12日（金）
3. 受付方法

メールにて下記アドレス宛に企業主導型保育事業ポータル公開の「建築関係法令等セルフチェックシート」を送付してください。

zumen_soudan@kodomono-shiro.jp

※メールタイトルは「保育施設コード」＋「保育施設名」としてください。
(例：H00●●●● ○○○保育園)

※相談内容を確認し、施設ごとに随時確認及びご回答をいたします。

※企業主導型保育事業ポータル＞既に施設運営中の法人様＞各種様式＞2. 助成決定後の申請手続＞運営費

<https://www.kigyounaihoiku.jp/wp-content/uploads/2025/10/20251022-zumen03-selfchecksheet.xlsx>

4. 必要書類

相談受付時は、別紙【令和7年度 必要書類】のうち「1. 建築関係法令等セルフチェックシート」のみご提出ください。

※「1. 建築関係法令等セルフチェックシート」の【印刷提出③ 結果入力】シートにつきましては、現時点でわかる範囲での記入で問題ございません。

※相談受付後にその他の必要書類を提出いただきますので、該当書類をご準備ください。

5. 留意事項

- (1) 図面の変更を伴う事業内容の変更相談は次年度の助成申込（事業計画申請）を円滑に行うことを目的としています。本相談後は、次年度の助成申込（事業計画申請）にて正式に申請内容の審査を行います。
- (2) 次年度の助成申込（事業計画申請）において図面の変更を伴う事業内容の変更を申請される場合、内容によっては、審査に時間を要することがございます。また、審査期間が限られているため、次年度の助成申込（事業計画申請）の初回申請時に提出いただいた図面から大幅な変更が生じる場合、審査をお受けできない可能性がございます。次年度の助成申込（事業計画申請）にて図面の変更を予定している場合は、ぜひ本相談をご活用ください。
- (3) 工事を必要とする図面の変更を伴う事業内容の変更を申請される場合、次年度の助成申込（事業計画申請）における図面等の審査完了後に着工可能となります。図面の変更を伴う事業内容の変更相談にて図面等を確認した場合においても、次年度の助成申込（事業計画申請）における図面等の審査完了前に着工することはできませんのでご注意ください。なお、工事に対する助成金の加算等はありません。原則として増築、増床、改修等にかかる工事費は自己負担となり、運営費等から支出することはできませんので、ご検討にあたりご注意ください。
- (4) 図面の変更を伴う事業内容の変更相談の申込みをせず、助成申込（事業計画申請）にて事業内容の変更を行うことも可能ですが、助成申込（事業計画申請）における提出資料に不備・不足があった場合、審査に時間を要することや変更が認められないこと、令和8年4月から加算事業を開始できないこともありますので、予めご了承ください。
- (5) 病児保育事業及び一時預かり事業の実施にあたっては「企業主導型保育事業における病児保育事業及び一時預かり事業に関する確認事項」、「助成申請、運営にあたっての留意事項」及びその他関係法令等で定める基準を遵守する必要があります。当該加算事業を追加申請する場合は各種基準に定める要件を満たすようご注意ください。

(6) 図面等の作成にあたっては、企業主導型保育事業ポータルに公開されている「建築関連資料集（事業計画申請用 令和7年10月22日版）」を必ずご確認ください。

※「建築関連資料集（事業計画申請用 令和7年10月22日版）」

企業主導型保育事業ポータル>既に施設運営中の法人様>各種様式>2.
助成決定後の申請手続>運営費

(7) 定員変更申請は実施しておりません。そのため、定員の増員・減員に係る相談はお受けできませんので予めご了承ください。

以上

【お問い合わせ】

企業主導型保育事業本部 審査部

電 話 0570-550-819

(年末年始を除く平日9:30～17:15)

お問い合わせフォーム <https://www.kigyounaihoiku.jp/contact>